



坂東市のホームページはこちらから

令和2年5月21日発行 ■坂東市秘書広報課■

坂東市役所 〒306-0692 坂東市岩井4365番地

**新型コロナウイルス特集号**

代表 ☎0297-35-2121. 0280-88-0111

ホームページアドレス <http://www.city.bando.lg.jp/>



## 特別定額給付金(10万円) 申請方法のご案内

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、1人当たり10万円の給付を行います。

<b>対象者</b>	令和2年4月27日現在で坂東市の住民基本台帳に記録されている方
<b>申請方法</b>	<b>郵送申請</b> 令和2年5月23日(土)に市から各世帯主様宛てに申請書を郵送します。申請書に振込先口座などを記入のうえ、 <u>本人確認書類の写しと振込先口座の確認書類</u> を裏面に貼付し、返送してください。 ■受付開始：5月24日(日)～ ■口座振込開始：5月28日(木)～ ※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、 <u>市役所への来庁はご遠慮いただき、原則として申請は郵送で</u> お願いします。
	<b>オンライン(インターネット)申請</b> マイナンバーカード(顔写真入りのプラスチックカード)をお持ちの方はマイナポータルサイトからオンラインで申請できます。 ■受付開始：5月1日(金)～ ■口座振込開始：5月14日(木)～
<b>給付方法</b>	世帯ごとに、記入いただいた口座に振り込みます。



マイナポータル 検索

問合せ 特別定額給付金(10万円)相談室 ☎0297-35-2121(内線1837・1839)  
 〈土曜・日曜・祝日を含む午前9時～午後5時〉



## 子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

児童手当(本則給付)を受給する世帯に、対象児童1人当たり10,000円の臨時特別給付金(一時金)を支給します。

児童手当受給元	坂東市	官公庁(公務員の方)
<b>対象者</b>	次の児童を養育する方 ・令和2年4月分の児童手当を受給している児童 ・令和2年3月分の児童手当の対象となる児童(新高校1年生) ※特例給付世帯(所得制限限度額以上の世帯)は対象外になります。	
<b>給付開始</b>	6月22日(月)～	7月22日(水)以降、順次支給
<b>申請について</b>	申請不要※通知を送付します。	勤務先から申請書を受け取りこども課に郵送申請
<b>振込先</b>	児童手当の登録口座	申請書に記入いただいた口座

問合せ こども課 ☎0297-21-2191

**!** 掲載されている情報は、5月13日時点のものです。最新情報は市ホームページをご覧ください。

## 新型コロナウイルスに関するご案内【市独自】

市では、新型コロナウイルス感染症対策として、次の取り組みを行っています。詳細については、各問い合わせ先にご確認ください。



どこに問い合わせたらいいのかわからない場合はこちらへ……▶

## 坂東市新型コロナウイルス感染症対策支援室

☎0297-35-2121（内線1826・1840）

受付時間：午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日を含む）

市役所1階に  
相談窓口も開設中です

対象	名称・内容	(事業費)	問合せ
個人	マスクの配布 市民のみなさんお一人につき5枚のマスクを、5月15日から各世帯あてに順次郵送しています。また、市内こども園・保育所・幼稚園・小中学校等にも配布を予定しています。	(1,540万円)	健康づくり推進課 ☎0297-35-3121
個人・事業者	次亜塩素酸水の第2次無料配布 総合体育館正面入口内とさしま窓口センターで配布しています(午前10時～午後4時)。洗浄済みの密閉容器をご持参ください。次亜塩素酸水がなくなりましたら、再度おこしください。 ◎第1次配布・・・期間:4月26日～5月3日 配布実績:13,230ℓ 11,373人	(132万円)	水道課・下水道課 ☎0297-35-2121
個人	臨時こども手当 「令和2年3月31日時点で市にお住まいの0歳～18歳の児童(平成14年4月2日～令和2年3月31日に生まれた児童)」を養育する方に、市から給付金を支給します。児童1人につき5,000円、6月10日(水)から支給します。 ◎申請は原則不要ですが、次の児童を養育する方は申請が必要です(郵送)。 ①官公庁から児童手当・特例給付を受給している児童 ②令和2年度に高校1～3年生に該当する年齢の児童 ③市内在住で別市町村から児童手当・特例給付を受給している児童	(3,894万円)	こども課 ☎0297-21-2191 対象者の方には通知を送付します。 詳細については、通知または市ホームページをご覧ください。
個人	臨時児童扶養手当 令和2年4月分の児童扶養手当を受給している方に、市から給付金を支給します。児童1人につき5,000円、6月10日(水)から支給します。 ◎申請は不要です。	(328万円)	
個人・事業者	プレミアム付商品券 市内の協賛店舗で使用できる10,000円分の商品券を5,000円で販売します。販売方法や対象店舗、開始時期などの詳細については、決定次第お知らせします。	(3億円)	
飲食店事業者	Take out 坂東～おうちでごちそう～ お持ち帰り(テイクアウト)や宅配(デリバリー)ができる市内飲食店の情報を掲載するサイト「Take out 坂東」を開設しています。当サイトへの情報掲載加盟店も募集しています。  Take out 坂東 検索		商工観光課 ☎0297-20-8666
飲食店事業者	テイクアウト・デリバリー事業支援補助金※ 「Take out 坂東」事業に参加しテイクアウト等を実施した事業者へ、テイクアウト・デリバリー事業に係る対象経費の10分の10以内の額で50,000円までを補助金として交付します。 坂東市感染拡大防止協力金※ 茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の給付を受けている市内飲食店事業者へ、一律50,000円を給付します。	(両事業あわせて1,250万円)	※注意事項 「テイクアウト・デリバリー事業支援補助金」と「坂東市感染拡大防止協力金」については、支援を受けられるのはいずれか一方のみです。
個人	テイクアウト こども食堂 これまでこども食堂を利用していた家庭やひとり親世帯など、食事の支援が必要な家庭を対象に、上限700円の食事券を5月29日(金)まで配布しています。(土曜・日曜・祝日を除く)	(126万円)	
個人・事業者	融資手続きに係る手数料の免除 新型コロナウイルス感染症の影響で申請する貸付や融資あっせんなどの手続きに必要な各種証明書申請の手数料を免除します。		市民課 ☎0297-21-2186

## 新型コロナウイルスに関する支援制度【国・県等】

国や県等による、新型コロナウイルスに関する支援制度の一部です。制度によって一定の要件があります。詳細については各問い合わせ先にご確認いただくか、ホームページをご覧ください。

国・・・国の制度

県・・・県の制度

### ■個人・家族向けの支援制度

種類	名称・内容	問合せ
給付	<b>国</b> 住居確保給付金（家賃） 離職・やむを得ない休業等による収入減で住居を失うおそれがある方について、原則3か月分の家賃相当額を家主さんに支給します。	社会福祉課 <b>☎0297-21-2190</b>
貸付	<b>国</b> 緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付（生活支援費） 新型コロナウイルス感染症の影響による休業・失業で生活資金にお悩みの方に、生活費用の貸付を無利子で行います。貸付金額は、二人以上の世帯は最大80万円、単身世帯は最大65万円です。	坂東市社会福祉協議会 <b>☎0297-35-4811</b>
猶予	<b>電気・ガス・電話等の各種公共料金の支払い猶予</b> 収入が減少した方を対象に、支払いが猶予される場合があります。	契約している 各事業者
減免	<b>国民健康保険税の減免</b> 収入が減少した方を対象に、国民健康保険税が減免される場合があります。	保険年金課 <b>☎0297-21-2187</b>
	<b>介護保険料の減免</b> 収入が減少した方を対象に、介護保険料が減免される場合があります。	介護福祉課 <b>☎0297-21-2193</b>

### ■個人事業主・企業向けの支援制度

種類	名称・内容	問合せ
給付	<b>県</b> 茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 県の休業要請や営業時間短縮に応じた企業・個人事業主の方に最大30万円を支給します。6月30日(火)までに申請書等を郵送してください。	県休業要請・ 協力金対策チーム <b>☎029-301-5375</b>
	<b>国</b> 持続化給付金 売上げが前年同月から半減した中小企業・各種法人に最大200万円、フリーランスを含む個人事業主に最大100万円を支給します。	持続化給付金事業 コールセンター <b>☎0120-115-570</b>
助成	<b>国</b> 雇用調整助成金 従業員の休業手当等の一部を助成します。県の休業要請に応じ、従業員に賃金の100%の休業手当を支払うなどすれば全額を助成します。	ハローワーク常総 <b>☎0297-22-8609</b>
	<b>県</b> 雇用調整助成金の上乗せ助成金 売上げが前年同月から半減し、雇用調整助成金を受けた場合に助成します。	県労働政策課 <b>☎029-301-3645</b>
	<b>国</b> 小学校休業等対応助成金・支援金 休校中の子どもの世話で有給を取得した従業員に支払う賃金を助成します。同様に、契約した仕事ができなくなったフリーランスの方にも助成します。	学校等休業助成金・支援金等 相談コールセンター <b>☎0120-60-3999</b>
融資	<b>県</b> 新型コロナウイルス感染症対策融資 売上が5%以上減少した事業者に、3年間無利子・無担保で融資を行います。	県新型コロナウイルス感染症中小企業支援対策室 <b>☎029-301-2869</b>
	<b>県</b> パワーアップ融資 売上が5%以上減少した事業者に、3年間10割利子補給で融資を行います。	
貸付	<b>県</b> 中小企業事業継続応援貸付金 売上が50%以上減少した事業者で、公的融資や民間金融機関からの借り入れが困難な方に、無利子・無担保で融資を行います。	坂東市商工会 <b>☎0297-35-3317</b>
	<b>国</b> 新型コロナウイルス感染症特別貸付・特別利子補給制度 直近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者に、基準金利より年0.9%低い金利で3年間、無担保で融資を行います。また、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を受けている方で、一定の要件を満たす場合には、当初3年分の利子を補給します。	日本政策金融公庫 中小企業(水戸支店) <b>☎029-231-4246</b> 個人・小規模(土浦支店) <b>☎029-822-4141</b>

◎3ページから続く

## ■税金等の猶予制度

名称・内容	問合せ
<b>市税等の徴収猶予の特例制度</b> 収入が前年同月と比較して20%以上減少し一時に納付が困難な方は、申請により無担保・延滞金なしで市税等の納付が最長1年間猶予されます。	収納課 ☎0297-21-2208
<b>県税等の徴収猶予の特例制度</b> 収入が前年同月と比較して20%以上減少し一時に納付が困難な方は、申請により無担保・延滞金なしで県税等の納付が最長1年間猶予されます。	筑西県税事務所 収税第一課 ☎0296-24-9190
<b>国税の納税猶予</b> 納税が困難な事業者は、申請により所得税・法人税・消費税等の納税が原則1年間猶予されます。	古河税務署 徴収部門 ☎0280-23-8002

## 坂東市商工会 新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口

坂東市商工会では、市内中小企業・小規模事業者からの売上・受注の減少による資金繰りや雇用の維持等の相談に、商工会職員が応じます。ご希望の方は、事前にお電話またはメールでお問い合わせください。

とき	午前9時～午後5時〈土曜・日曜・祝日を除く〉
ところ・問合せ	坂東市商工会〈岩井3230-1〉 ☎0297-35-3317 ✉info@bando.or.jp

## 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染予防に関すること、心配な症状がでたときの対応などは、次の相談窓口にご相談ください。

相談窓口	電話番号	受付時間
茨城県庁	☎029-301-3200	24時間対応 〈土曜・日曜・祝日を含む〉
古河保健所	☎0280-32-3021	午前9時～午後5時 〈土曜・日曜・祝日を除く〉
厚生労働省	☎0120-565653	午前9時～午後9時 〈土曜・日曜・祝日を含む〉

※感染のある方を診療体制の整った医療機関に確実におつなぎできますように、健康相談・帰国者相談以外は、それぞれの問い合わせ先にご相談ください。



**手洗いや咳エチケットで風邪・感染症予防** 新型コロナウイルスの予防には、手洗いが重要です。咳やくしゃみの際は、マスクの着用やティッシュ等で、口と鼻をおおってください。

**クリーン坂東中止のお知らせ** 5月31日(日)に予定していたクリーン坂東は中止となりました。次回は10月25日(日)に実施予定です。《問合せ》生活環境課 ☎0297-21-2189